

株 主 各 位

東京都中央区明石町6番17号

ニッコンホールディングス株式会社

代表取締役社長 黒 岩 正 勝

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より議決権をご行使くださるようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区明石町6番17号
当社5階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第78期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

4. 議決権行使について

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書の郵送とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効とさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.nikkon-hd.co.jp>) に掲載いたします。
 - ◎株主様へのお土産はご用意しておりません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきませうようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxy サーバーをご利用の場合、TLS 暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS 暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年6月26日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコン、携帯電話による方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログイン ID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用 QR コード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログイン ID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
 - ・セキュリティの観点から QR コードを用いた議決権行使は 1 回に限り可能です。
2 回目以降は、QR コードを読み取っても「ログイン ID」「仮パスワード」の入力が必要に
なります。
 - ・スマートフォン機種により QR コードでのログインが出来ない場合があります。QR コードで
のログインが出来ない場合には、上記 2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権
行使を行ってください。
- ※QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議
決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を
有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権
を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中貿易摩擦問題や地政学的リスクの高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、燃料価格の高騰や労働環境の問題などにより、厳しい経営環境で推移いたしました。

当社グループはこのような経営環境のもと、国内においては熊本県菊陽町、埼玉県寄居町、栃木県宇都宮市、愛知県一宮市、埼玉県狭山市に倉庫及び作業場を新增設し、静岡県浜松市にテスト事業用の開発センターを新設いたしました。一方、海外においてはタイ国及び中国に倉庫を新增設するなど、業容の拡大に向け積極的な設備投資と営業活動を推進してまいりました。

また、松久運輸株式会社及び株式会社松久総合の発行済株式のすべてを取得し、当連結会計年度より連結子会社といたしました。

その結果、売上高は前年同期比5.3%増の1,976億93百万円となりました。

営業利益につきましては、増収効果や業務の効率化などにより前年同期比5.4%増の200億28百万円となりました。

経常利益につきましては、営業利益の増加に加え、持分法による投資利益の増加などもあり前年同期比6.3%増の220億19百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産売却益の減少などにより前年同期比1.5%増の147億68百万円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

【事業別の状況】

運送事業

貨物取扱量の増加により、売上高は前年同期比5.1%増の932億94百万円となりました。営業利益は、燃料価格の上昇はありましたが、輸送効率の向上や減価償却費の減少などにより前年同期比14.3%増の54億67百万円となりました。

倉庫事業

保管貨物量の増加により、売上高は前年同期比3.6%増の287億10百万円となりました。営業利益は、増収効果などにより、前年同期比7.1%増の64億4百万円となりました。

梱包事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比6.9%増の471億48百万円となりました。営業利益は、外注費等の上昇はありましたが、増収効果や業務の効率化などにより前年同期比2.0%増の40億1百万円となりました。

テスト事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比2.7%増の222億13百万円となりました。営業利益は、増収効果などにより前年同期比2.0%増の39億2百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は259億14百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中の主な設備投資

- イ. 営業車両につきましては、16億62百万円の設備投資を実施しました。
- ロ. 建物につきましては、144億41百万円の設備投資を実施しました。
- ハ. 土地につきましては、22億55百万円の設備投資を実施しました。
- ニ. その他として機械装置等に、75億54百万円の設備投資を実施しました。

② 当連結会計年度末現在継続中の主な設備投資

滋賀県長浜市、熊本県菊陽町、タイ国チョンブリー県に倉庫等を建設中であります。

(3) 資金調達の状況

2018年12月18日に社債の償還資金として普通社債100億円を発行いたしました。

(4) 他の会社の株式の取得

当社は2018年12月7日付で、松久運輸株式会社及び株式会社松久総合の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、貿易摩擦問題や地政学的リスクの影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

物流業界におきましては、慢性的な労働力不足を背景とする物流コストの上昇、企業過多による競争の激化などにより厳しい経営環境が続くことが見込まれます。

このような状況のもと、第11次中期経営計画の2年目である当年度は、主に既存荷主の業務量増加及び業容の拡大に伴い、売上・利益ともに計画を達成することができました。

しかしながら、当社グループを取り巻くさまざまな経営環境の変化などにより、最終年度である2020年3月期通期の連結業績目標につきましては、当初計画数値を見直し、売上高は2,080億円、営業利益は205億円、経常利益は221億円、親会社株主に帰属する当期純利益は154億円といたしました。

当社グループは、最終目標の達成に向け引き続き、安全・法令順守の徹底、高品質で競争力のある物流サービスの開発、既存顧客の深掘と新規顧客の開拓、省人化に向けたシステム化・自動化、人材育成等に取り組んでまいります。また少子高齢化等により国内需要が減少し、成行きでは業務量も減少し区域業者（貸切輸送）の競争が激化します。その競争に勝ち残るために新輸送網の体制を構築し、更にビジネスモデルを積極的に進化させ、次期中期経営計画につなげる1年にしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2015年度 (第75期)	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (当 期)
売 上 高	174,031	179,312	187,819	197,693
経 常 利 益	18,439	19,574	20,715	22,019
親会社株主に帰属する当期純利益	11,875	13,468	14,545	14,768
1株当たり当期純利益	175円73銭	199円22銭	215円30銭	221円03銭
総 資 産	254,298	280,079	286,013	294,213
純 資 産	159,561	171,282	182,627	186,900

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2015年度 (第75期)	2016年度 (第76期)	2017年度 (第77期)	2018年度 (当 期)
営 業 収 益	45,717	4,818	13,360	10,413
経 常 利 益	7,932	7,124	9,547	9,444
当 期 純 利 益	6,013	6,790	9,561	9,075
1株当たり当期純利益	88円98銭	100円44銭	141円53銭	135円83銭
総 資 産	168,444	187,570	191,554	185,870
純 資 産	101,021	106,353	112,342	110,838

(注) 1. 前事業年度までの事業持株会社から、より純粋持株会社に近い業態へと大きく変化し、子会社からの受取配当金や受取利息等が主たる事業活動に基づいて発生することとなったことに鑑み、会社の実態をより適切に表示するため、当事業年度より売上高を含めて計上する方法に変更しております。当該変更により2017年度については、遡及適用した数値で表示しております。なお、売上高は当事業年度より営業収益として表示しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用しており繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前事業年度のコレは組替え後の金額で表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日本梱包運輸倉庫株式会社	500 百万円	100 %	運送事業
株式会社日本陸送	90	100	同上
株式会社メイコン	48	100	倉庫事業
日本運輸株式会社	24	100	運送事業
株式会社オートテックジャパン	40	100	テスト事業
中越テック株式会社	96	100	運送事業
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	17百万米ドル	100	梱包事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
日本梱包運輸倉庫株式会社	東京都中央区明石町6番17号	89,827百万円	185,870百万円

④ 企業結合の成果

前記の重要な子会社7社を含む連結子会社は50社、持分法適用会社は14社であります。当連結会計年度の連結売上高は1,976億93百万円（前期比5.3%増）、連結経常利益は220億19百万円（前期比6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は147億68百万円（前期比1.5%増）であります。

(8) 主要な事業内容

運送事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の輸送
 倉庫事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管
 梱包事業……………流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等の業務
 テスト事業……………四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテスト
 その他事業……………通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理業・不動産の売買、
 賃貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業

区分	主要な地域
運送事業	宮城、群馬、埼玉、東京、愛知、三重、大阪、熊本
倉庫事業	北海道、新潟、埼玉、静岡、愛知、三重、岡山、福岡、宮崎
梱包事業	群馬、埼玉、千葉、静岡、三重、熊本、米国オハイオ州
テスト事業	栃木、静岡、三重
その他事業	東京、神奈川

(9) 主要な事業所

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都中央区

② 主要な連結子会社

会社名	事業所名	所在地
日本梱包運輸倉庫株式会社	本社	東京都中央区
株式会社日本陸送	本社	三重県鈴鹿市
株式会社メイコン	本社	愛知県小牧市
日本運輸株式会社	本社	群馬県大泉町
株式会社オートテックジャパン	本社	栃木県芳賀町
中越テック株式会社	本社	東京都江東区
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社	米国オハイオ州

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
運送事業	3,444名	85(増)名
倉庫事業	950	21(増)
梱包事業	5,163	66(増)
テス ト 事業	1,996	48(増)
その他事業	170	3(増)
全社(共通)	638	71(減)
合計	12,361	152(増)

(注) 上記は、正規従業員の状況であります。

② 当社の従業員

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	24名	7(増)名	44.9歳	18.9年
女性	7	1(増)	43.3	13.7
合計又は平均	31	8(増)	44.5	17.7

(注) 上記は、正規従業員の状況であり、日本梱包運輸倉庫株式会社からの出向者であります。

(11) 主要な借入先

借入先	期末借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	16,100
株式会社三井住友銀行	3,600
株式会社みずほ銀行	3,600

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 152,000,000株
(2) 発行済株式の総数 68,239,892株(うち自己株式 1,943,839株)
(3) 株主数 3,227名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	5,702	8.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,324	5.01
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	2,988	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,580	3.89
本田技研工業株式会社	2,449	3.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,951	2.94
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,871	2.82
いすゞ自動車株式会社	1,692	2.55
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	1,580	2.38
日野自動車株式会社	1,494	2.25

(注) 1. 当社は、自己株式1,943千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式1,943千株を控除して計算しております。

3. 信託業務に係る株式数は、次のとおりとなっております。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7,837千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,324千株
資産管理サービス信託銀行株式会社	649千株

(5) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		2011年度新株予約権	2012年度新株予約権
発行決議日		2011年6月29日	2012年7月13日
新株予約権の数		424個	399個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 42,400株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 39,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2011年7月20日から 2046年7月19日まで	2012年7月31日から 2047年7月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 424個 目的となる株式数 42,400株 保有者数 6名	新株予約権の数 399個 目的となる株式数 39,900株 保有者数 7名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2013年度新株予約権	2014年度新株予約権
発行決議日		2013年6月27日	2014年6月27日
新株予約権の数		265個	232個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,500株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 23,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2013年7月23日から 2048年7月22日まで	2014年7月23日から 2049年7月22日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 265個 目的となる株式数 26,500株 保有者数 7名	新株予約権の数 232個 目的となる株式数 23,200株 保有者数 7名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2015年度新株予約権	2016年度新株予約権
発行決議日		2015年6月29日	2016年6月29日
新株予約権の数		195個	247個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 19,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 24,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2015年7月22日から 2050年7月21日まで	2016年7月22日から 2051年7月21日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 195個 目的となる株式数 19,500株 保有者数 7名	新株予約権の数 247個 目的となる株式数 24,700株 保有者数 7名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		2017年度新株予約権	2018年度新株予約権
発行決議日		2017年6月29日	2018年6月28日
新株予約権の数		168個	142個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 16,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 14,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2017年7月22日から 2052年7月21日まで	2018年7月21日から 2053年7月20日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数 168個 目的となる株式数 16,800株 保有者数 7名	新株予約権の数 142個 目的となる株式数 14,200株 保有者数 7名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目
が休日となる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認
の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株
主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされ

た場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2018年度新株予約権
発行決議日		2018年6月28日
新株予約権の数		39個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,900株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間		2018年7月21日から 2053年7月20日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社執行役員	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 39,000株 保有者数 5名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1.にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	黒 岩 正 勝	日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役会長
代表取締役 専務執行役員	長 岡 敏 巳	海外事業部長、日梱物流（中国）有限公司董事長、 日梱重慶物流（中国）有限公司董事長、 エヌケイエンジニアリング(株)代表取締役社長、 GINZAコンサルティング(株)代表取締役社長
代 表 取 締 役	黒 岩 慶 太	日本運輸(株)代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	栗 栖 隆	法務部長、グループ業務監査室長、 (株)オートテック代表取締役社長、 ニッコン情報システム(株)代表取締役社長
取 締 役 常務執行役員	佐 野 恭 行	グループ管理部長、日輸商事(株)代表取締役社長
取 締 役 執行役員	忝 田 泰 典	経理部長
取 締 役 執行役員	大 岡 誠 司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員
取 締 役	鈴 木 隆	五十鈴(株)代表取締役社長、(株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長
取 締 役	小 林 克 典	麹町パートナーズ法律事務所弁護士、 三井金属エンジニアリング(株)社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	金 子 和 孝	日本梱包運輸倉庫(株)監査役、中越テック(株)監査役、 (株)イトー急行監査役
取 締 役 (監査等委員)	宮 田 英 樹	宮田英樹税理士事務所代表
取 締 役 (監査等委員)	味 岡 良 行	味岡法律事務所弁護士

- (注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当該移行に伴い、常勤監査役 金子和孝氏、監査役 宮田英樹氏の任期が満了し、監査等委員である取締役に就任しております。また、監査役 長谷部洋一氏は、任期満了のため退任いたしました。
2. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて監査等委員会の活動の実効性を確保するため、金子和孝氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 取締役のうち、鈴木 隆氏、小林克典氏、宮田英樹氏及び味岡良行氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 常務執行役員 栗栖 隆氏は、2019年3月31日をもって常務執行役員を退任いたしました。
5. 取締役 栗栖 隆氏は、2019年6月27日開催予定の当社第78回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了のため退任いたします。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2019年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	岡 本 賢 二	海外事業担当
執 行 役 員	阿 邊 隆 司	国内地域担当（関西）、日本梱包運輸倉庫㈱取締役常務執行役員
執 行 役 員	谷 口 彰	NIPPON KONPO INDIA PRIVATE, LTD. 取締役社長
執 行 役 員	長 濱 英 己	㈱メイコン代表取締役社長、松久運輸㈱代表取締役会長、 ㈱松久総合代表取締役社長
執 行 役 員	増 井 雅 彦	中越テック㈱代表取締役社長、札幌新聞輸送㈱代表取締役社長、 トランスポートジャパン㈱代表取締役社長
執 行 役 員	加 藤 善 啓	㈱イトー急行代表取締役社長
執 行 役 員	水 町 靖 之	NKP MEXICO, S. A. DE C. V. 取締役会長、 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 社長、NK AMERICA, INC. 社長、 NKA TRANSPORTATION, INC. 社長、 NKA LOGISTICS, INC. 社長、NKA CUSTOMS SERVICE, INC. 社長、 AUTO TECHNIC AMERICAS, INC. 社長
執 行 役 員	高 田 隆 幸	㈱オートテックジャパン代表取締役社長
執 行 役 員	重 盛 真 治	㈱日本陸送代表取締役社長、 ㈱テックサービス代表取締役社長
執 行 役 員	松 島 孝 之	NIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD. 代表取締役社長

- (注) 1. 2018年6月1日付で下記の方が執行役員に就任いたしました。
松島 孝之 執行役員
2. 2019年4月1日付で下記の方が執行役員に就任いたしました。
海野 克也 執行役員
3. 2018年5月31日をもって下記の方が執行役員を退任いたしました。
草野 俊正 執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9 (2)	193 (8) 百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	15 (6)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	3 (1)
合 計 （うち社外役員）	15 (6)	212 (16)

- (注) 1. 上記には2018年6月28日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含めております。なお当社は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 監査等委員会設置会社に移行する前における取締役及び監査役の報酬限度額は、第70回定時株主総会（2011年6月29日）において、月額それぞれ24百万円以内、6百万円以内と決議いただいております。また、取締役は別枠でストックオプション報酬額として、年額79百万円以内と決議いただいております。
3. 監査等委員会設置会社に移行した後における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、取締役賞与（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を含めた報酬として、年額3億円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）と決議いただいております。
なお、当該報酬額には、取締役賞与（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は別枠でストックオプション報酬額として、年額79百万円以内と決議いただいております。
4. 監査等委員会設置会社に移行した後における監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、年額72百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。
6. 上記報酬等の総額には、取締役7名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する当事業年度に係る取締役賞与支給見込額50百万円が含まれております。
7. 上記報酬等の総額には、取締役7名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションによる報酬額36百万円が含まれております。
8. 上記報酬等の総額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額8百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況	当 社 で の 主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 隆	五十鈴㈱代表取締役社長 ㈱メタルワン・サービス センター・ホールディン グス代表取締役会長	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、経験豊富な会社の経営者としての見地から、取締役会の意思決定について適切で、様々な助言・提言を行っておいりました。
取 締 役	小 林 克 典	麴町パートナーズ法律事 務所弁護士 三井金属エンジニアリン グ㈱社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておいりました。
取 締 役 (監査等委員)	宮 田 英 樹	宮田英樹税理士事務所 代表	当事業年度開催の取締役会15回中全て、監査役会3回中全て、監査等委員会8回中全てに出席し、税理士としての専門的な知識及び経験から、適宜発言を行っておいりました。
取 締 役 (監査等委員)	味 岡 良 行	味岡法律事務所弁護士	当事業年度開催の取締役会を11回、監査等委員会8回中全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々な発言を行っておいりました。

- (注) 1. 取締役 鈴木 隆氏及び小林克典氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
 2. 取締役 (監査等委員) 宮田英樹氏及び味岡良行氏が兼職している他の法人等と当社との間に取引関係はありません。
 3. 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 4. 取締役 (監査等委員) 味岡良行氏については、就任後開催の取締役会11回の出席状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	54百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	10百万円
③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社は、会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 責任限定契約の内容

当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限度とする契約を締結しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス支援業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

① 剰余金の配当について

剰余金の配当につきましては、連結配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

② 内部留保について

内部留保につきましては、取引先のニーズに応えるための物流施設の投資、情報化投資及び財務体質強化資金等に充てることとしております。

③ 自己株式の取得について

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を実行できるよう必要に応じて実施することとしております。

当事業年度の配当は、2018年12月4日に中間配当として1株当たり32円を実施し、期末配当35円（支払い開始予定日 2019年6月6日）と合計で1株当たり67円となります。なお、期末配当は、2019年5月10日の取締役会で決議しました。

(2) 業務の適正を確保するための体制

ニッコンホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社（以下、「ニッコンホールディングスグループ」という。）における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

内部統制システム構築に関する基本方針

1 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）

(1) 監査等委員会の職務のために必要となる使用人（以下「補助使用人」という。）を置く。

2 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（同項第2号）

(1) 補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。

(2) 補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

3 監査等委員会の使用補助人に対する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同項第3号）

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。

4 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（同項第4号）

- (1) 監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
 - (2) 監査等委員である取締役に定期的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 経営・事業の遂行状況、財務状況
 - ii 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
 - iii リスク及びリスク管理の状況
 - iv コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - (3) 監査等委員である取締役に臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
 - i 会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
 - ii 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - iii 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv 当局検査、外部監査の結果
 - v 当局から受けた行政処分等
 - vi 重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）
 - vii 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等
 - viii 社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実
 - ix その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項
- 5 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同項第5号）
- (1) 監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。（同項第5号）
- 6 取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（同項第6号）
- (1) 当社は監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。
- 7 その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同項第7号）
- (1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

8 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号ハ前段）

- (1) 取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。
- (2) 当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。
- (3) 当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の責任者を中心に運営する。
- (4) コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。
- (5) 法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。

9 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

- (1) 取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。
- (2) 上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。

10 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同項第2号、同項第5号ロ）

- (1) 当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。
- (2) 当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。
- (3) リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。
- (4) ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。
- (5) リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役に報告する。

- 11 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同項第3号）
 - (1) 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。
 - (2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。
 - (3) ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

- 12 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同項第4号、同項第5号ニ）
 - (1) ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。
 - (2) 当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。
 - (3) 内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。

- 13 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同項第5号）
 - (1) 当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上、「関係会社規程」に基づき、子会社の業務等を管理する体制とする。
 - (2) 子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役に報告する。
 - (3) 子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。
 - (4) 当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。
 - (5) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し、運用する。

- 14 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。
 - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当事業年度は、当社及び子会社の社会的責任を果たし、持続的成長の妨げとなる全ての事象を対象にリスクを管理するとともに、法令や社会的規範、倫理行動規範を含む社内規則を遵守し、適正な業務遂行を図ることで、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、リスク管理委員会・コンプライアンス推進委員会等の各委員会体制を整備しています。

また、当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行の適正性を高め、ガバナンスを強化するために、2018年11月に関係会社規程を改定し、運用しています。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の開催状況

当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は15回開催したほか、書面決議を1回行いました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が4名在籍しました。その他、監査役会は3回及び監査等委員会は8回、経営戦略会議は13回、コンプライアンス推進委員会は1回、リスク管理委員会は4回開催しました。

(2) 監査等委員である取締役の職務の遂行について

- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査方針及び監査計画に基づき、監査を行うとともに当社の取締役、執行役員、及び当社の主な子会社の取締役から職務の執行状況を受け、必要に応じ説明を求めました。
- ② 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換を実施しました。
- ③ 監査等委員会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合の実施と、被監査部門へ合同で監査を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務遂行を行う環境を整備するために、当社の倫理・行動規範「ニッコンホールディングスグループ基本理念」「ニッコンホールディングスグループ行動指針」とマニュアル等に基づき、主に、環境、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、及び財務報告に係る内部統制に関する教育・研修を実施しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、当社及び子会社を含め、業務監査を実施しました。

(5) 内部統制と情報伝達を容易にする体制について

会社内外から情報を得る仕組みとして、「コンプライアンス ホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員及び従業員が情報提供・相談できる体制を構築しています。

(6) 財務報告に係る内部統制について

当事業年度においては、当社及び子会社の全社統制、決算処理統制、IT統制、業務処理統制の整備と運用状況の評価を実施し、開示すべき重要な不備は存在しないことを確認しました。

(7) 反社会的勢力排除について

当事業年度においては、前期より継続して、お取引先様との契約書に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、従業員に対し、倫理・行動規範の教育をすることで反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	294,213	(負 債 の 部)	107,312
流 動 資 産	69,401	流 動 負 債	51,458
現金及び預金	16,940	支払手形及び買掛金	11,330
受取手形及び売掛金	33,389	電子記録債権	4,401
電子記録債権	3,711	短期借入金	3,905
有価証券	10,276	リース債権	115
商品及び製品	5	未払法人税等	3,927
原材料及び貯蔵品	429	賞与引当金	3,860
その他	4,663	役員賞与引当金	196
貸倒引当金	△15	設備関係支払手形	1,585
固 定 資 産	224,811	営業外電子記録債権	8,266
有形固定資産	190,310	その他	13,868
建物及び構築物	84,936	固 定 負 債	55,853
機械装置及び運搬具	8,540	社 債	20,000
工具、器具及び備品	1,422	長期借入金	22,616
土地	91,226	リース債権	172
リース資産	262	繰延税金負債	5,332
建設仮勘定	3,921	退職給付に係る負債	5,699
無形固定資産	1,937	役員退職慰労引当金	303
投資その他の資産	32,563	その他	1,728
投資有価証券	23,542	(純資産の部)	186,900
長期貸付金	533	株 主 資 本	177,253
繰延税金資産	3,646	資 本 金	11,316
その他	4,942	資 本 剰 余 金	12,332
貸倒引当金	△100	利 益 剰 余 金	158,372
資 産 合 計	294,213	自 己 株 式	△4,767
		その他の包括利益累計額	9,084
		その他有価証券評価差額金	10,291
		為替換算調整勘定	△375
		退職給付に係る調整累計額	△831
		新株予約権	354
		非支配株主持分	208
		負 債 純 資 産 合 計	294,213

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	197,693
売上原価	167,939
売上総利益	29,753
販売費及び一般管理費	9,724
営業利益	20,028
受取利息	104
受取配当金	658
受取賃貸料	86
持分法による投資利益	647
助成金収入	148
受取補償金	389
雑収入	398
営業外費用	
支払利息	168
為替差損	32
社債発行費	52
控除対象外消費税等	21
雑支出	167
経常利益	22,019
特別利益	
固定資産売却益	98
特別損失	
固定資産売却損	75
固定資産除却損	310
投資有価証券評価損	0
減損損失	1
税金等調整前当期純利益	21,730
法人税、住民税及び事業税	7,301
法人税等調整額	△348
当期純利益	14,777
非支配株主に帰属する当期純利益	9
親会社株主に帰属する当期純利益	14,768

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	11,316	12,332	148,112	△1,716	170,044
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,506		△4,506
親会社株主に帰属 する当期純利益			14,768		14,768
自己株式の取得				△3,066	△3,066
自己株式の処分			△2	15	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	10,260	△3,051	7,208
当 期 末 残 高	11,316	12,332	158,372	△4,767	177,253

(単位：百万円)

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	13,437	△777	△603	12,056	321	204	182,627
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△4,506
親会社株主に帰属 する当期純利益							14,768
自己株式の取得							△3,066
自己株式の処分							13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,145	401	△228	△2,972	32	4	△2,935
当 期 変 動 額 合 計	△3,145	401	△228	△2,972	32	4	4,273
当 期 末 残 高	10,291	△375	△831	9,084	354	208	186,900

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社は50社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日 本 梱 包 運 輸 倉 庫 (株)
(株) 日 本 陸 送
(株) メ イ コ ン
日 本 運 輸 (株)
(株) オートテックジャパン
中 越 テ ッ ク (株)
NK PARTS INDUSTRIES, INC.

NK LOGISTICA MEXICO, S. A. DE C. V. は新たに設立したため、松久運輸(株)及び(株)松久総合はその株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社は、(株)セフテック他19社であります。

非連結子会社は総資産・売上高・利益及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社11社及び関連会社 富田一日梱儲運（広州）有限公司、CARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA S. A. DE C. V. 及び日本陸送(株)に対する投資については、持分法を適用しております。

なお、非連結子会社NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO.,LTD.、PT.NK INDO LOGISTIK、PT.NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA)SDN.BHD.、N&Aハラルロジスティクス(株)、築地リアルエステート(株)及び関連会社S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、利益及び利益剰余金等（持分に見合う額）の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流（中国）有限公司及び日梱重慶物流有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

ア. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

イ. その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………主に移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. 運用目的の金銭の信託

時価法

d. たな卸資産

原材料……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益
性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並
びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価
額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用して
おります。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 4～10年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、当社及び連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間
（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実
績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能
性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- b. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - c. 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。
 - d. 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- a. 退職給付に係る会計処理の方法
 - 1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - 2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - b. 重要なヘッジ会計の方法
 - 1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。
 - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………金利スワップ及び為替予約
ヘッジ対象……………借入金及び売掛金
 - 3) ヘッジ方針
金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。
 - 4) ヘッジの有効性の評価
ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。
 - c. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は140,305百万円であります。

(2) 偶発債務

手形信託譲渡高

560百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増	加	減	少	当期末株式数
普通株式(株)	68,239,892		—		—	68,239,892

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増	加	減	少	当期末株式数
普通株式(株)	856,202		1,094,937		7,300	1,943,839

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	1,094,200株
単元未満株式の買取りによる取得	737株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	7,300株
---------------	--------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	2,358	35	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	2,147	32	2018年9月30日	2018年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,320	35	2019年3月31日	2019年6月6日

(4) 当連結会計年度の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	244,900株
------	----------

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

営業外債務である設備関係支払手形、営業外電子記録債務は、そのほとんどが6か月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスクの管理）

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	16,940	16,940	—
(2) 受取手形及び売掛金	33,389	33,389	—
(3) 電子記録債権	3,711	3,711	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	30,553	30,550	△3
資産計	84,594	84,591	△3
(1) 支払手形及び買掛金	11,330	11,330	—
(2) 電子記録債務	4,401	4,401	—
(3) 短期借入金	3,905	3,905	—
(4) 未払法人税等	3,927	3,927	—
(5) 設備関係支払手形	1,585	1,585	—
(6) 営業外電子記録債務	8,266	8,266	—
(7) 社 債	20,000	20,032	32
(8) 長期借入金	22,616	22,619	2
負債計	76,033	76,069	35

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、(5) 設備関係支払手形、(6) 営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 社債

元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の借入期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル等を有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
賃貸等不動産	17,651	20,707
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,103	3,706

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,810円70銭
1株当たり当期純利益金額	221円03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	220円22銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

(1) 1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	14,768
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	14,768
普通株式の期中平均株式数 (千株)	66,816
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—
普通株式増加数 (千株)	245
(内 新株予約権 (千株))	(245)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	185,870	(負 債 の 部)	75,032
流 動 資 産	26,960	流 動 負 債	28,240
現金及び預金	8,294	支払手形	19
売掛金	76	1年内返済予定の長期借入金	3,800
有価証券	10,276	未払金	159
短期貸付金	6,714	未払法人税等	99
その他の	1,620	預り金	23,705
貸倒引当金	△21	賞与引当金	35
固 定 資 産	158,909	役員賞与引当金	48
有 形 固 定 資 産	21,104	その他の	373
建物	4,809	固 定 負 債	46,791
構築物	244	社 債	20,000
機械及び装置	18	長期借入金	22,400
車両運搬具	1	繰延税金負債	3,961
工具、器具及び備品	11	その他の	430
土地	15,606	(純 資 産 の 部)	110,838
建設仮勘定	411	株 主 資 本	100,327
無 形 固 定 資 産	6	資 本 金	11,316
投 資 そ の 他 の 資 産	137,798	資 本 剰 余 金	11,582
投資有価証券	19,675	資 本 準 備 金	11,582
関係会社株式	100,310	利 益 剰 余 金	82,196
関係会社出資金	3,292	利 益 準 備 金	1,426
長期貸付金	14,500	その他利益剰余金	80,770
その他の	67	配当準備積立金	50
貸倒引当金	△47	固定資産圧縮積立金	17
		別途積立金	67,000
		繰越利益剰余金	13,703
		自 己 株 式	△4,767
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,156
		その他有価証券評価差額金	10,156
		新 株 予 約 権	354
資 産 合 計	185,870	負 債 純 資 産 合 計	185,870

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	10,413
営 業 原 価	652
営 業 総 利 益	9,760
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	729
営 業 利 益	9,030
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	7
有 価 証 券 利 息	20
受 取 配 当 金	581
雑 収 入	49
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	82
社 債 利 息	93
社 債 発 行 費	52
控 除 対 象 外 消 費 税 等	11
雑 支 出	4
経 常 利 益	9,444
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	0
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	33
関 係 会 社 株 式 評 価 損	99
税 引 前 当 期 純 利 益	9,311
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	258
法 人 税 等 調 整 額	△23
当 期 純 利 益	9,075

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,316	11,582	1,426	76,202	△1,716	98,811
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△4,506		△4,506
当 期 純 利 益				9,075		9,075
自 己 株 式 の 取 得					△3,066	△3,066
自 己 株 式 の 処 分				△2	15	13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	4,567	△3,051	1,516
当 期 末 残 高	11,316	11,582	1,426	80,770	△4,767	100,327

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	13,209	13,209	321	112,342
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△4,506
当 期 純 利 益				9,075
自 己 株 式 の 取 得				△3,066
自 己 株 式 の 処 分				13
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3,053	△3,053	32	△3,020
当 期 変 動 額 合 計	△3,053	△3,053	32	△1,504
当 期 末 残 高	10,156	10,156	354	110,838

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

項目	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
当期首残高	50	17	67,000	9,135	76,202
当期変動額					
剰余金の配当				△4,506	△4,506
当期純利益				9,075	9,075
自己株式の処分				△2	△2
固定資産圧縮積立金の取崩		△0		0	—
当期変動額合計	—	△0	—	4,567	4,567
当期末残高	50	17	67,000	13,703	80,770

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

b. 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

c. その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 運用目的の金銭の信託

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 11～50年

構築物 10～20年

機械及び装置 7～12年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象……………借入金及び売掛金

c. ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

d. ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は、完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示の変更に関する注記

(1) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(2) 子会社に対する受取配当金、受取利息、賃貸料収入、支払利息の表示区分の変更

従来、当社は事業持株会社として不動産賃貸事業及び通関事業等を主たる事業としていたことから、子会社からの配当金や子会社に対する金銭の貸付や土地建物の賃貸サービスから得られる収入は営業外収益とし、また、子会社から余剰資金を預託される際の支払利息は営業外費用で処理をしておりました。2018年1月1日付で通関事業及びその付帯事業を子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に事業分割したことから、前事業年度までの事業持株会社から、より純粹持株会社に近い業態へと大きく変化し、子会社からの受取配当金や受取利息等が主たる事業活動に基づいて発生することとなったことに鑑み、会社の実態をより適切に表示するため、当事業年度より売上高、売上原価に含めて計上する方法に変更しております。当該変更により2017年度については、遡及適用した数値で表示しております。なお、売上高、売上原価、売上総利益は当事業年度より営業収益、営業原価、営業総利益として表示しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業収益は9,248百万円、営業原価は25百万円、営業総利益及び営業利益は9,223百万円それぞれ増加しておりますが、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,376百万円であります。

(2) 偶発債務

債務保証

以下の関係会社の金融機関からの借入及び有料道路使用料の支払に対して債務保証を行っております。

NIPPON KONPO INDIA PRIVATE, LTD.	147百万円 (1,326千米ドル)
A. N. I. LOGISTICS, LTD.	242百万円
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	229百万円
狭山日梱株式会社	46百万円
鈴鹿日梱株式会社	38百万円
藤沢日梱株式会社	26百万円
小川日梱株式会社	33百万円
名古屋日梱株式会社	14百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	6,849百万円
長期金銭債権	14,511百万円
短期金銭債務	23,720百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益高	9,558百万円
営業原価高	55百万円
営業取引以外の取引による取引高	一百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増	加	減	少	当期末株式数
普通株式(株)	856,202		1,094,937		7,300	1,943,839

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	1,094,200株
单元未満株式の買取りによる取得	737株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	7,300株
---------------	--------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	10百万円
未払事業税	20百万円
減損損失	23百万円
長期未払金	64百万円
子会社株式評価損	394百万円
新株予約権	108百万円
会社分割に係る子会社株式	745百万円
その他有価証券評価差額金	36百万円
譲渡損益調整	145百万円
その他	44百万円
小計	<u>1,593百万円</u>
評価性引当額	<u>△704百万円</u>
繰延税金負債との相殺	<u>△889百万円</u>
計	<u>—百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>—百万円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△4,514百万円
譲渡損益調整	△327百万円
その他	△8百万円
小計	<u>△4,850百万円</u>
繰延税金資産との相殺	889百万円
繰延税金負債合計	<u>△3,961百万円</u>
差引：繰延税金負債の純額	<u>△3,961百万円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	100	子会社	設備資金及び運転資金の貸付	4,800	短期貸付金	4,600
			設備資金及び運転資金の回収	6,025	長期貸付金	9,000
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	78,708	預り金	6,528
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	78,642		
(株)オートテック ジャパン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	21,096	預り金	3,954
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	21,557		
(株)日本陸送	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	13,316	預り金	1,873
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	12,794		
日本運輸(株)	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	8,158	預り金	2,261
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	7,267		
(株)イトー急行	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	7,660	預り金	575
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	7,753		
(株)メイコン	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	5,164	預り金	1,039
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	5,270		
(株)ニッコン九州	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	1,891	預り金	300
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	1,992		
トランスポート ジャパン(株)	100	子会社	グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の受入れ	1,918	預り金	125
			グループ資金の効率的な運用 を目的とした資金の返済	1,906		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
貸付金及び預り金の金利については、市場の実勢金利を勘案し、合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,666円52銭
1株当たり当期純利益金額	135円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	135円33銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ニッコンホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッコンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

ニッコンホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 金子和孝 ㊟

監査等委員 宮田英樹 ㊟

監査等委員 味岡良行 ㊟

(注) 1. 監査等委員宮田英樹及び味岡良行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

2. 当社は2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2018年4月1日から6月28日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役を含め取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	<p>くろ いわ まさ かつ 黒岩正勝 (1951年2月2日生)</p> <p>取締役会出席回数 開催15回/出席15回</p> <p>再任</p>	<p>1973年3月 当社入社 1981年9月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1994年11月 A. N. I. LOGISTICS, LTD. 社長 1999年6月 当社専務取締役 2003年1月 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 会長兼社長 2009年4月 当社営業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2011年6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役会長</p>	392,413株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>黒岩正勝につきましては、代表取締役社長として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行い、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、社長執行役員として経営の指揮を執り、企業理念の実績を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。</p> <p>これらのことから、長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	なが おか とし み 長岡敏巳 (1956年1月21日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	1979年3月 当社入社 1993年4月 当社和光営業所長 1996年4月 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 出向 2002年7月 A. N. I. LOGISTICS, LTD. 社長 2006年6月 当社取締役 2008年6月 当社海外事業推進部長 2009年4月 当社KD営業部長 2009年6月 当社常務取締役 2009年7月 当社埼玉事業部長、国際営業部長 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2012年6月 当社取締役専務執行役員 2015年10月 当社取締役執行役員 2015年10月 当社海外事業部長(現任) 2016年4月 当社取締役専務執行役員 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 日梱物流(中国)有限公司董事長 日梱重慶物流(中国)有限公司董事長 エヌケイエンジニアリング(株)代表取締役社長 GINZAコンサルティング(株)代表取締役社長	32,142株
【取締役候補者とした理由】 長岡敏巳につきましては、海外関係会社の取締役社長を経て、主に海外関連事業に従事するなど、海外事業部長として、豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び管理・運營業務に関する知見を有しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	くろ いわ けい た 黒岩慶太 (1956年7月10日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席14回 再任	1979年3月 当社入社 1985年9月 日本運輸(株)伊勢崎営業所長 1989年5月 同社取締役 1991年5月 同社代表取締役社長 1999年6月 当社取締役 2003年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役執行役員 2016年4月 当社代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本運輸(株)代表取締役社長	525,334株
【取締役候補者とした理由】 黒岩慶太につきましては、代表取締役として、財務的な観点を軸に経営の監督を適切に行っております。また、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応するための業務を遂行しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	さ の やす ゆき 佐野 恭行 (1957年6月25日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	1980年3月 当社入社 1992年9月 当社狭山梱包センター営業所長 1996年11月 当社群馬営業所長 2004年4月 当社勤労部次長 2005年6月 当社人事部長兼勤労部長 2007年6月 当社取締役 2007年6月 当社総務部長 2010年8月 当社社長室長 2011年6月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2015年10月 当社取締役執行役員 2015年10月 当社グループ管理部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員 (現任)	28,430株
【取締役候補者とした理由】 佐野恭行につきましては、主に総務・人事・勤労関連業務に従事し、総務部長及びグループ管理部長等を経て、豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しております。これらことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	まつ た やす のり 柰田 泰典 (1959年3月9日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任	1982年3月 当社入社 1997年11月 当社経理部次長 2000年6月 NK PARTS INDUSTRIES, INC出向 2007年6月 当社経理部長 (現任) 2009年10月 当社関係会社管理部長 2012年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員 (現任) 2019年4月 当社法務部長 (現任)	22,020株
【取締役候補者とした理由】 柰田泰典につきましては、主に財務・経理関連業務に従事し、経理部長等を歴任するなど、当社における豊富な業務経験があり、管理・運営業務に関する知見を有しております。これらことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	<p>おお おか せい じ 大岡 誠 司 (1960年6月30日生)</p> <p>取締役会出席回数 開催15回/出席15回</p> <p>再任</p>	<p>1983年3月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年8月 A. N. I. LOGISTICS, LTD出向 2007年6月 当社KD梱包営業所長 2009年7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年6月 当社執行役員 2014年1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長兼第五営業部長 2015年9月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫(株)執行役員 2016年4月 当社執行役員就任 2016年6月 当社取締役執行役員就任(現任) 2016年7月 当社国内事業部長(現任) 2017年6月 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役 社長執行役員</p>	12,659株
<p>【取締役候補者とした理由】 大岡誠司につきましては、主に物流事業及び通関事業等に従事し、営業部長を歴任するなど、当社における豊富な業務経験と経営全般及び運営業務に関する知見を有しております。 これらことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
7	<p>すず き たかし 鈴木 隆 (1951年4月21日生)</p> <p>取締役会出席回数 開催15回/出席15回</p> <p>再任 社外取締役候補者 独立役員候補者</p>	<p>1974年4月 三菱商事(株)入社 1980年11月 五十鈴鋼材(株)(現：五十鈴(株))入社 1987年3月 同社取締役 1987年5月 同社常務取締役 1990年3月 同社取締役副社長 1992年5月 同社代表取締役社長 2000年4月 同社代表取締役社長(最高経営責任者)(現任) 2010年11月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役社長 2013年6月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 五十鈴(株)代表取締役社長 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長</p>	3,734株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 鈴木隆につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであり、その功績により藍綬褒章を受章しております。経営全般に助言をいたぐとともに、当社の論理に捉われず、独立性をもって客観的な視野で経営を監視していただくために積極的な発言をいただいております。 これらことから、取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	こばやし かつ のり 小林克典 (1952年8月1日生) 取締役会出席回数 開催15回/出席15回 再任 社外取締役候補者 独立役員候補者	1978年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1995年4月 第二東京弁護士会綱紀委員 2000年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2004年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会委員長 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 2004年12月 (株)整理回収機構企業再生委員第1部会長 2005年10月 (株)日立プラズマパテントライセンス監査役 2006年4月 第二東京弁護士会常議員会副議長 社会保険労務士紛争解決手続代理業務試験委員 2007年4月 第二東京弁護士会司法制調査会委員長 2007年6月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2008年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会副委員長 2009年6月 三井金属エンジニアリング(株)社外取締役 2009年12月 独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員 (現任) 2010年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員長 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2016年4月 第二東京弁護士会監事 (重要な兼職の状況) 麹町パートナーズ法律事務所弁護士	3,452株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>小林克典につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するために適任であり、積極的に発言をいただいております。</p> <p>これらのことから、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木 隆氏及び小林克典氏は社外取締役候補者であります。
 なお、鈴木 隆氏及び小林克典氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社の社外役員の独立性判断基準を満たしており、両氏は同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、過去に当社または当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)(同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。)となったことはありません。また、過去に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承又は譲り受けた株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ② 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭、その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去に受けていたこともありません。
- ③ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者ではありません。
- ④ 鈴木 隆氏及び小林克典氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の最終の時をもって鈴木 隆氏は6年、小林克典氏は5年となります。

(2) 責任限定契約の締結について

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、鈴木 隆及び小林克典の両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行っております。

《 参考書類 》

社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できると考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループの主要な取引先（注1）の業務執行者、または当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
3. 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10位以内の株主及び出資先の業務執行者
4. 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 過去5年間において、上記1.から4.に該当していた者
6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族
7. 通算の在籍期間が8年を超える者

(注) 1. 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近3事業年度において、当社の連結売上または相手方の連結売上の2%を超えるものをいう。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 東京都中央区明石町 6 番17号
 ニッコンホールディングス株式会社
 本社 5階 会議室
 TEL 03-3541-5330



- 交通……東京メトロ ●日比谷線 築地駅 3 番出口より徒歩10分
 ●有楽町線 新富町駅 6 番出口より徒歩10分
 都営バス ●東京駅 八重洲南口11番乗場
 深川車庫前行(東15)明石町バス停より徒歩2分
- 駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。